

下水道管渠情報保存システム構築業務委託プロポーザルに係る質問と回答について

令和6年8月19日回答

	質問内容	回答
1	<p>仕様書第23条（下水道管渠施設の論理検査）各項目の論理検査について、エラーが見つかった際には、修正が必要でしょうか。</p>	<p>仕様書第23条のとおり論理的に修正可能な場合は本業務内にて修正作業を行うものとし、不整合箇所における修正内容が判断出来ない箇所又は多数箇所がある場合については、要検査箇所としてリスト等を作成し、発注者と受注者が協議の上、対応を決定するものとしています。</p> <p>なお、発注者が修正箇所を発見し、受注者に修正依頼を行った場合についても上記と同様の対応となります。</p>
2	<p>仕様書 第21条（システム要件定義）第2項「システムの機能等を構築する際には、現システムを踏襲するとともにより効果的なかつ高度なシステムを構築するものとする。」また第22条（既存データ変換及び移行）第3項「表示スタイル（線種、線色、文字色など）は、現システム（システム名称：ALANDIS NEO 下水道）と類似する表現を採用し、本システムの更新前後で視覚的な差異が大幅に生じることのないようにすること。」とございますが、本項については、新システムに備わっていない場合はカスタマイズが必要との認識でよろしいでしょうか。また、その内容を確認する時期はいつを想定されていますでしょうか。</p>	<p>カスタマイズの必要性については、お見込みの通りです。</p> <p>また、カスタマイズを行う必要がある場合は、協議の中で必要事項の確認を行うものとし、その内容を確認する時期は、仮運用期間（令和7年3月1日から令和7年3月31日（予定））より前に行うことを想定しています。</p>
3	<p>システム機能調査票内の下水道支援機能（No54）において、維持管理履歴（苦情・事故等）は、1つの施設に対して複数の情報（1/n）の登録が必要であると考えますが、その認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みの通りです。</p>